

令和 6 年度

トラック輸送における取引環境・労働時間改善 長崎地方協議会

令和 7 年 3 月 13 日

長崎労働局労働基準部監督課

働き方改革（時間外労働の上限規制）の概要

●時間外労働時間の上限時間 R6.4～

原則	1か月	1年
業種共通	45時間	360時間
特別延長	1か月	1年
自動車運転者 	—	960時間

●自動車運転者の労働時間等の基準（改善基準告示） R6.4～

トラック運転者	1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
	改正前 3,516時間 ↓ 改正後 原則 3,300時間 最大 3,400時間	改正前 原則293時間 最大320時間 ↓ 改正後 原則 284時間 最大 310時間	改正前 継続8時間 ↓ 改正後 継続 11時間 を基本 とし、継続 9時間

発注側の企業に向けた取組

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

物流業務の発注側企業に対する協力要請の実施

趣旨目的

道路貨物運送事業（自動車運転者）については、脳心臓疾患・精神疾患の労災保険請求件数が全業種の中でも多く、長年、労働者の長時間労働による健康障害が問題となっていたことから、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）による労働基準法の改正に伴い、令和6年4月から時間外労働の上限時間の規制が適用された。これに伴い、運送企業には長時間労働削減の取り組み実施を促進してきたところであるが、これらの企業単独の取り組みでは限界があり、貨物の発着荷主の協力が必要不可欠となることから、運送企業への長時間労働の削減に向けた配慮及び協力を促進させるための要請を行ったもの。

1 要請手法

関係行政機関と関係業界団体の連名で、主要団体に対して労働局長及び関係行政機関等から各団体に対して手交したもの

2 要請対象と日時

日時：令和6年11月13日（水）11時から

場所：長崎商工会議所内（長崎市桜町4番1号 2F）

メディア関係者の撮影・取材は可

対象：長崎県商工会議所連合会（会長）、長崎県経営者協会（専務理事）
長崎県商工会連合会（会長）、長崎県中小企業団体中央会（会長）

3 要請者

厚生労働省 長崎労働局 局長

国土交通省 九州運輸局 局長

国土交通省 九州地方整備局 局長

経済産業省 九州経済産業局 局長

公正取引員会 九州事務所 所長

一般社団法人長崎県建設業協会 会長

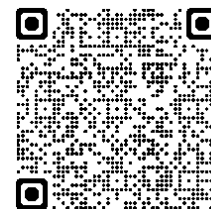
公益社団法人長崎県トラック協会 会長

長崎県（土木部長、地域振興部長）

順不同



詳細はこちら



物流業務の発注側企業に対する協力要請の概要

運送業者からの発着荷主に関する通報内容

- ✓ 待機料や高速代を出してほしいと荷主をお願いしても拒否される
- ✓ 毎回指定された時間に荷主の現場に行くが何時間も待たされる
- ✓ 荷主窓口担当者に荷待ち時間の改善を要請しても改善されない

発着荷主への協力要請の概要

- ✓ 貨物の発荷主（依頼主）と着荷主（受取主）の都合によりドライバーが長時間の荷待ちとならないよう改善のお願い
- ✓ 「標準的な運賃」へのご理解のお願い
- ✓ 発注担当者にトラック事業者が遵守すべき時間外労働の上限規制や改善基準の内容の周知のお願い

【別添リーフレット参照】

＜企業経営担当の皆様へ＞

企業が直面する2024年問題等の課題解決を考えるセミナー

建設と物流の2024年問題は、建設業界や物流業界だけの問題ではなく、サプライチェーンに連なる様々な企業に大きな影響を与えることが懸念されます。ここでは、業種を問わず様々な企業に2024年問題の影響やそれに立ち向かう取り組みを一緒に考えていきましょう！



講演内容

【特別講演】

「様々な企業に影響がある建設と物流の2024年問題の実態」

建設と物流の2024年問題が様々な企業に及ぼす影響について、有識者がわかりやすく解説します！

講演者（各会場ごとに1名）
長崎働き方改革推進支援センター
社会保険労務士 縄本 裕俊（左）
社会保険労務士 梶原 英二（右）



【講演】

・労働法令等の改正内容について

・運送や建築等を発注する際に企業が配慮すべきことなど

企業が物流業者に発注依頼を行う際に配慮すべきことや各企業の取り組み事例をわかりやすく解説します！

講師
労働基準監督署

【講演】

JEEDが行う生産性向上のための企業の人材育成の支援について

JEEDが行っている売上増加、生産・業務プロセス改善、DX、横断的課題解決など企業の課題解決を担う人材を育成するための訓練支援制度をご紹介します！

講師（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）
ポリテクセンター長崎
（生産性向上人材育成支援センター）

日時	場所	会場
令和6年9月27日(金)14時～16時	佐世保市	アルカスSASEBO 中会議室
令和6年10月10日(木)14時～16時	長崎市	長崎県勤労福祉会館 大会議室B
令和6年10月31日(木)14時～16時	佐世保市	アルカスSASEBO 中会議室
令和6年11月12日(火)14時～16時	諫早市	長崎県立総合運動公園 多目的スペース

運送企業に向けた取組

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

運送事業者に対する労働基準監督署による指導状況

道路貨物運送業の事業場における改善基準告示に関する指導については、前年と比較すると、指導率は低下している。特に休息期間、運転時間に関する規定については、中期的に見ても低下傾向がある。

指導比率（％） （指導件数／監督件数）	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
総拘束時間（1年、1ヶ月）	25.0%	18.2%	12.5%	45.5%	34.3%
最大拘束時間（1日）	75.0%	54.5%	56.3%	68.2%	48.6%
休息期間	41.7%	45.5%	56.3%	54.5%	37.1%
最大運転時間	41.7%	45.5%	31.3%	45.5%	34.3%
連続運転時間	41.7%	54.5%	50.0%	40.9%	22.9%

働き方改革に取り組む企業との意見交換会の開催

厚生労働省では毎年11月は「過労死等防止啓発月間」と定めており、県民への周知・啓発を目的に、「過重労働解消キャンペーン」の一環として、業務効率化等に取り組む企業や受発注者協力事例を紹介及び意見交換会を実施しています（メディアへの公開もあり）。

長崎県内企業の働き方改革推進に係る意見交換会

検索

令和5年度は「建設業」をテーマ



令和6年度は「運送業」をテーマ



働き方改革に積極的に取り組んでいる事例をPRするため、長崎労働局では事例収集を行っています。事例の情報提供にご協力いただけると幸いです。（取材等をさせていただきたいと思います）
＜担当部局：長崎労働局労働基準部監督課（TEL：095-801-0030）＞

働き方改革推進支援助成金の活用促進

生産性を向上させ、時間外労働の削減等に取り組む中小企業事業主を対象として、労働能率向上に寄与する設備、IT機器等の導入、専門家によるコンサルティングなどの経費を一部助成する働き方改革推進支援助成金の活用促進を通じて、企業の業務効率化の取組みを後押しする。

<助成金活用例 1>

(パレットの導入)



<助成金活用例 2>

(バース予約システムの導入)



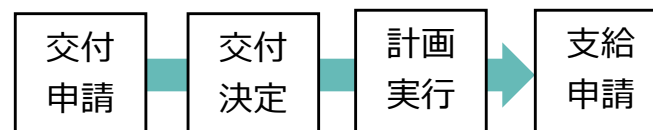
<助成金による導入費用軽減例>

初期導入費：100万円

助成金：100万円×4/5 = 80万円

実質負担：20万円

<助成金支給までの流れ>



<長崎県内における利用実績>

令和5年度：24件（うち運送業は1件）

令和6年度：39件（うち運送業は0件）